

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令	
根拠条例・規則等名		児童福祉法	
条 項		第 34 条 の 6	
所 管 部 課		子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課 (電話：048-711-1798)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (当該不利益処分の性質上、法令等の定め以上に具体的な基準として定めることが技術的に困難であるため)	
	設定等年月日	年 月 日 設定	年 月 日 最終改正
備 考			